

## ○公立大学法人福岡県立大学公的研究費不正防止規則

法人規則第80号

平成19年11月1日

改正 平成22年3月25日

(趣旨)

**第1条** この規則は、公立大学法人福岡県立大学職員倫理規程（平成18年法人規程第20号）第6条の規定に基づき、公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）における公的研究費の不正使用防止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公的研究費)

**第2条** この規則において、公的研究費とは、その財源を問わず法人の職員が法人において執行するすべての経費をいう。

(研究者等の責務)

**第3条** 公的研究費により研究を行う者（以下「研究者」という。）及び事務を執り行う者（以下「事務職員」という。）は、研究者の発意で提案・採択された研究課題であったとしても、その経費が公的資金であることを踏まえ、最少の経費で最大の効果を上げるとともに、適切に経費を執行しなければならない。

(公的研究費の運営・管理体制)

**第4条** 公的研究費の運営及び管理を適正に行うために、次の者を定め、これを公表するものとする。

- (1) 最高管理責任者 法人全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として、理事長を充てる。
- (2) 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、副理事長を充てる。
- (3) 部局責任者 公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として、部局ごとに最高管理責任者が指名する。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって公的研究費の運営及び管理を行えるよう適切な措置を行うとともに、第6条に定める公的研究費不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(事務処理方法)

**第5条** 公的研究費の事務処理においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年法律第179号）及び公的研究費の交付要綱等、公立大学法人福岡県立大学会計規程（平成18年法人規程第36号）及び公立大学法人福岡県立大学決裁規則（平成18年法人規則第2号）並びにその他関係規定に基づき行わなければならない。

2 理事長は、研究者の事務処理を支援し、かつ、外部からの問い合わせに対応するため、次の各号のとおり、事務局に相談窓口を設けるものとする。

- (1) 公的研究費の経理に関すること。 経営管理部
- (2) 公的研究費の申請及び報告に関すること（前号に掲げるものを除く。）。 学務部

(公的研究費不正防止委員会)

**第6条** 法人内に公的研究費不正防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）を置く。

2 不正防止委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公的研究費不正防止計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 公的研究費不正防止に関する規定の策定に関すること。
- (3) 公的研究費不正防止に関する調査研究に関すること。
- (4) 公的研究費不正防止に関する方針等の公表に関すること。
- (5) その他、公的研究費不正防止に関すること。

3 不正防止委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって組織するものとする。

4 委員長及び副委員長には、理事長が指名する理事を充てる。

5 委員には、事務局、人間社会学部及び看護学部から理事長がそれぞれ指名する者を充てる。

6 不正防止委員会の事務は、経営管理部が行うものとする。

(公的研究費の監査)

**第7条** 法人内に、公的研究費の適正な執行を確保するため、監査委員を置く。

2 公的研究費監査委員は理事長直属とし、理事長が事務局から指名する公的研究費に関与しない者とする。

3 公的研究費監査委員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公的研究費の内部監査に関すること。
- (2) 公的研究費不正に関する法人内外からの通報に関すること。

4 公的研究費監査委員は、前項の業務を行うに際して、前条に定める不正防止委員会及び監事と密接に連携するとともに、本学全体の視点から公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止等の体制整備について監査を行うものとする。

5 公的研究費監査委員は、公的研究費の不正に係る情報を得た場合は、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(補則)

**第8条** この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成22年3月25日から施行する。